

令和6事業年度 一般勘定 財産目録

(令和7年3月31日現在)

(単位：円)

資産の部			負債の部		
科目	摘要	金額	科目	摘要	金額
(流動資産)		5,999,241	(流動負債)		11,508,710
未収利息	有価証券運用利息、定期預金利息	5,999,241	未払金	職員給与	8,278,710
			未払法人税等		3,230,000
(固定資産)		9,252,942,771	(拋出金)		10,702,000,000
有形固定資産		3,797,114	当初拋出金		
建物	事務所内パーティション	2	当初拋出金資産見返	102行・庫	10,702,000,000
器具備品	サーバー、複合機、金庫等	3,797,112			
無形固定資産		28,138,831			
ソフトウェア	買取審査システム開発等	27,792,331			
電話加入権		346,500			
投資その他の資産		9,221,006,826			
当初拋出金資産	普通預金 (326,005,791)	9,220,497,370			
	定期預金 (3,400,000,000)				
	有価証券 (5,494,491,579)				
敷金	事務所敷金	509,456			
資産合計		9,258,942,012	負債合計		10,713,508,710
			正味財産		-1,454,566,698

令和6事業年度 一般勘定 貸借対照表

(令和7年3月31日現在)

(単位：円)

資産の部		負債・剰余金の部	
科 目	金額	科 目	金額
(流動資産)	5,999,241	(流動負債)	11,508,710
未収利息	5,999,241	未払金	8,278,710
		未払法人税等	3,230,000
(固定資産)	9,252,942,771	(拠出金)	10,702,000,000
有形固定資産	3,797,114	当初拠出金	
建物	2	当初拠出金資産見返	10,702,000,000
器具備品	3,797,112	(剰余金)	-1,454,566,698
無形固定資産	28,138,831	繰越欠損金(一)	-1,329,471,792
ソフトウェア	27,792,331	当期損失金(一)	-125,094,906
電話加入権	346,500		
投資その他の資産	9,221,006,826		
当初拠出金資産	9,220,497,370		
敷金	509,456		
資産合計	9,258,942,012	負債・剰余金合計	9,258,942,012

令和6事業年度 一般勘定 損益計算書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

(単位：円)

費用の部		収益の部	
科 目	金額	科 目	金額
(経常費用)		(経常収益)	
一般管理費	138,547,833	受取利息	16,595,216
役職員給与	33,429,672	その他の経常収益	0
諸謝金	2,394,455		
旅費交通費	36,898	(当期損失)	
事務費	78,112,656	当期損失金	125,094,906
交際費	0		
租税公課	13,635,340		
減価償却費	10,938,812		
その他の経常費用	0		
(法人税等)			
法人税等			
法人税、住民税及び事業税	3,142,289		
合 計	141,690,122	合 計	141,690,122

重要な会計方針等

1. 有価証券の評価基準および評価方法

満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）を採用している。

2. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

使用可能と認められる期間にわたって、定額法により行っている。

なお、減価償却累計額は次のとおりである。

16,449,592 円

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により行っている。

3. リース取引の会計処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

4. その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 消費税および地方消費税の会計処理方法

税抜方式によっている。

(2) 当初拠出金資産および当初拠出金資産見返について

当初拠出金資産見返は、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成13年法律第131号。以下、法律と称す）第四十八条第一項第一号に掲げる業務に要する費用に充てるため、法律第四十一条第一項の定めるところにより機構の会員が納付したものである。また、当初拠出金資産は当該拠出金のうち、いまだ業務に要する費用に充てていないもののうち、法律第五十二条の規定により運用している金額である。

5. 財務諸表等作成目的及び想定利用者

財務諸表等は、株式等の保有の制限等に関する法律の規定に従い内閣総理大臣および財務大臣に提出するために作成している。